

議案第21号

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成24年4月1日
付けで兵庫県市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成24年2月29日提出

加西市長 西村和平

兵庫県市町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合同規約（昭和 30 年兵庫県告示第 197 号の 12）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号表中「北播肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園」を「北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園」に改める。

附 則

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

児童福祉法の一部改正法の施行により、北播肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園の組合名称が変更されたことに伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合理約を変更することにつき、議会の議決を求めるもの